

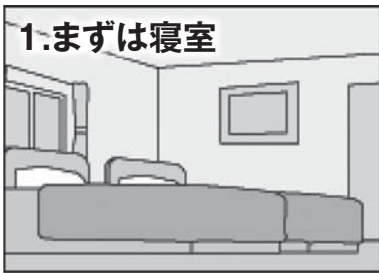
# あなたの家には住宅用火災警報器は設置されていますか？

消防法及び仁淀消防組合火災予防条例の一部が改正され、すべての一般住宅にも『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられました。

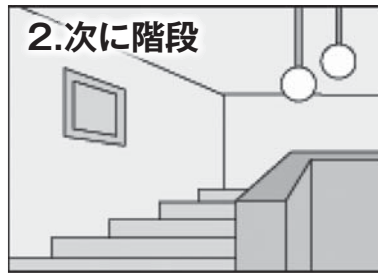
○新築住宅…平成18年6月1日から設置が義務付けられました。

○既存住宅…5月31日までに設置が必要です。

## 設置場所 原則として煙式の機器を設置します。



**1.まずは寝室**  
 ※寝室の数に応じて設置が必要  
 就寝に使用する部屋に設置します。(普段就寝している部屋のごとく、来客が就寝するような部屋は除きます。)



**2.次に階段**  
 ※階段に必要な場合  
 就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井、又は壁面に設置します。(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)は除きます。)



**3.さらにキッチン**  
 ※自主的に設置する場合  
 仁淀消防組合火災予防条例には火気使用場所等への設置義務はありませんが、熱式の機器を設置しておくことでより安心です。

**種類** 住宅用火災警報器等には大きく分けて天井に取り付けるものと壁に取り付けるものの2種類があります。さらに、どちらも家庭用電源(100V)式と乾電池式の2つの方式があります。



<天井取付式>



<壁取付式>

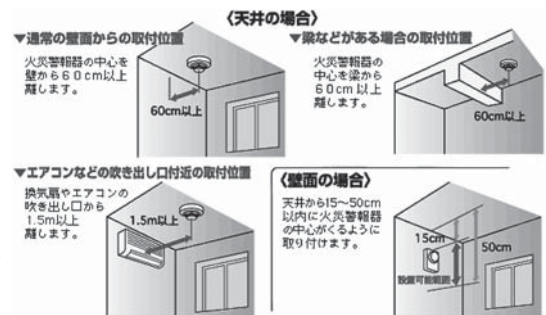
## 設置上の注意点



※購入するときは、日本消防検定協会の鑑定に合格した「NSマーク」のあるものが安心です。

## 注意事項

- 電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に交換する必要があります。
- 住宅用火災警報器の交換期限がきたら交換してください。(自動試験機能が付加されている機器を除きます。)
- 自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置は必要ありません。



問い合わせ 仁淀消防組合消防署 ☎ 893-3221

## 交通事故被害者の家庭をサポート

独立行政法人自動車事故対策機構では、育成資金の貸付や、介護料の支給を行っています。

育成資金の貸付は、自動車事故が原因で保護者を亡くされたり、重度の後遺障害を残すことになり、生活困窮となった家庭の児童(中学生以下)に義務教育終了までの経済的手助けを行う制度です。

また、介護料は、自動車事故が原因で重度の後遺障害を持ち、介護の必要な方に支給されます。

### 金額

#### 【育成資金貸付額】

- ・一時金 15万5千円
- ・入学支度金 4万4千円
- ・月額 2万円

#### 【介護料支給(月額)】

- ・重度後遺障害の程度によって月額約3万円から13万円まで支給額は異なります。

なお、詳細は下記までお問い合わせください。

### 問い合わせ

高知市南ノ丸町5-17 高知県トラック会館内  
 独立行政法人 自動車事故対策機構

☎ 831-1817

## いの警察署からのお知らせ

### 平成22年中の交通事故発生状況

◎高知県内の交通事故		( )内は前年比	
区分	件数	死者	傷者
全事故	3,692(-122)	52(7)	4,190(-260)
高齢者	1,306(15)	28(13)	843(-108)

◎いの警察署管内		( )内は前年比	
区分	件数	死者	傷者
全事故	153(-2)	3(2)	188(1)
高齢者	54(5)	0(-1)	39(5)

### ◎交通事故の特徴

- ①県内の交通死亡事故については、高齢者の死亡事故が前年の15人から2倍近い28人になりました。特に、歩行中にはねられた16人のうち12人は道路横断中で、その半数の6人は横断歩道のない所を渡っている際に犠牲となっています。
- ②四輪乗車中の死者16人のうち半数の8人は、シートベルト非着用で、うち4人は着用していれば助かったと思われます。
- ③いの警察署管内では、高齢者の関与する事故及び傷者が増加しましたが、死亡事故の発生はありませんでした。
- ④特に多い事故発生区間は、枝川から波川の国道33号線上であり、事故形態では、追突事故が多く発生しています。
- ⑤事故原因は、前方不注意や安全不確認などによる、ちょっとした不注意で事故のほとんどが発生しています。

いの警察署 ☎ 893-1234